

兵庫県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定について、法、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）及び兵庫県持続性の高い農業生産方式導入指針（以下「導入指針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第4条第1項に規定する知事の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、導入計画認定申請書（様式第1号）及び導入計画を作成して、これらを当該導入計画に係る農地が存する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請（以下「認定申請」という。）は、次に掲げるいずれかの期間内に行わなければならない。

- (1) 4月1日から4月30日まで
- (2) 8月1日から8月31日まで
- (3) 1月5日から1月31日まで

3 農業改良普及センターの職員は、申請者に対し、必要な指導又は助言を積極的に行うものとする。

(申請者の要件)

第3条 申請者は、農業を営む個人又は法人とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 一般的な技術と比べ、技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有すること。
- (2) 個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関し、自ら決定するだけの判断力を有すること。

(認定基準)

第4条 導入計画の認定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。
- (2) 目標とされている持続性の高い農業生産方式に係る作付面積が相当部分を占めていること（作物ごとに、その生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積のおおむね5割以上を占めること）。
- (3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。
- (4) 施設の設置、機械の導入等に関する事項が、計画目標を達成するために適切であること。

(市町との協議)

第5条 知事は、認定申請を受けた場合は、導入計画の技術的な妥当性等について、市町長

その他の関係機関の長と協議するものとする。

(認定)

第6条 知事は、認定申請に係る導入計画が第4条の認定基準に適合するものとして認定をしたときは、申請者に、持続性の高い農業生産方式導入計画認定証（様式第2号）を交付するとともに、当該申請者の氏名、当該導入計画の概要その他の事項を台帳（様式第4号）に記録するものとする。

2 前項の台帳は、その管轄する県民局又は県民センターに備え付けるとともに、その写しを農政環境部農業改良課に保管するものとする。

3 知事は、導入計画が第4条の認定基準に適合しないものであると認めたときは、認定しない旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

4 知事は、第1項又は前項に規定するときにおいては、その審査の結果を市町長及び農業協同組合長に通知するものとする。

5 認定の有効期間は、認定日から5年とする。

(認定の変更)

第7条 認定を受けた者が、当該認定を受けた導入計画の変更に係る法第5条第1項の規定による知事の認定の申請を行う場合については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「持続性の高い農業生産方式導入計画認定証（様式第2号）」とあるのは、「様式第3号」と読み替えるものとする。

(再認定)

第8条 認定を受けた者が、認定期間の終了後も引き続き導入計画の認定を受けようとするときは、認定を受けた導入計画に記載されている目標年度内に知事に対し認定の申請を行わなければならない。

2 前項の申請については、第2条から第6条までの規定を準用する。

(認定の取消)

第9条 知事は、法第5条第2項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該認定事業者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第10条 法第9条の規定による導入計画の実施状況の報告は、様式第5号によるものとする。

2 知事は、前項の報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の写しを市町長及び農業協同組合長に送付するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年3月31日から施行する。

この要領は、平成13年4月2日から施行する。

この要領は、平成14年5月21日から施行する。
この要領は、平成17年11月30日から施行する。
この要領は、平成19年2月28日から施行する。
この要領は、平成23年4月13日から施行する。
この要領は、平成26年3月28日から施行する。
この要領は、平成27年4月13日から施行する。
この要領は、平成30年2月28日から施行する。
この要領は、令和2年12月28日から施行する。